

※特に記載のないときは、事前申込は不要で、費用は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先など
人権なんでも相談	1月4日(水)、同18日(水) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談に人権擁護委員が応じます。 大津地方法務局彦根支局 ☎22-0242
アルコール相談	1月6日(金) 14:00~16:30	彦根保健所 (和田町)	アルコール依存症等の問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます。(予約制)
ひきこもり相談	1月12日(木) 15:00~17:00	彦根保健所 (和田町)	おおむね16歳以上で、対人関係を持てなかったり、社会からひきこもりがちになって悩んでいる人や、その家族の相談に医師や保健師が応じます。(予約制)
こころの健康相談	1月19日(木) 13:30~15:30	彦根保健所 (和田町)	心の健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活の様子などを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします。(予約制)
行政相談委員による行政相談	1月10日(火) 13:00~15:00	困まちづくり推進室 (市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談に応じます。 ※市内在住、在勤者に限定
行政書士無料相談会 相続・許認可相談	1月13日(金) 13:00~15:00	困まちづくり推進室 (市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)の相談に応じます。(予約制。1月4日(水)8:30から) ※市内在住、在勤者に限定
登記表示登記	1月20日(金) 13:00~16:00	彦根保健所 (和田町)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談に応じます。(予約制。1月11日(木)8:30から先着6人) ※市内在住、在勤者に限定
滋賀弁護士会 法律相談	1月27日(金) 13:00~16:00	彦根保健所 (和田町)	担当弁護士がすでに申込者と利害関係がある人の相談を受けている場合などは、相談が受けられないことがあります。 (予約制。1月18日(水)8:30から先着6人) 相談料: 1回(30分) 5,400円(相談日にお支払いください) ※市内在住、在勤者に限定
子育て相談	1月19日(木) 10:00~12:00	困ふれあいの館 (八坂町)	乳幼児・小学生の発達やその他の子育てに関する相談に社会福祉士が個別に対応します。(12月15日(水)~1月12日(水)に時間帯を選んで予約。先着2人。1人1時間程度。)*12月26日(月)~1月5日(水)は休館 困ふれあいの館 ☎25-4452
行政なんでも相談所	1月19日(木) 13:30~16:00 (受付13:00~15:30)	大学サテライト・プラザ彦根 (大東町)	相続、登記、遺言書の書き方の相談や、道路交通、河川管理などの国・県・市の行政全般の相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。 総務省滋賀行政評価事務所 ☎077-523-1100
小学生の親のための子育て相談	1月23日(月) ①9:00 ②10:00 ③11:00	困子どもセンター (日夏町)	子どもの心身の発達や、その他子育てに関する相談に臨床発達心理士が個別に対応します。(12月17日(水)~1月19日(木)に時間帯を選んで予約。先着3人。1人1時間程度。) 困子どもセンター ☎28-3645、FAX28-3646
子ども・家庭相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 8:30~17:15	困家庭児童相談室 (困福祉センター)	子どものことをはじめとする家庭内の悩み(育児不安、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスなど)について、相談に応じます。
全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 8:30~17:15	彦根市消費生活センター (市役所1階)	さまざまな人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は最寄りの法務局につながります。
発達(障害)相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~12:00 13:00~16:00	困発達支援室 (困障害者福祉センター)	市内在住の4歳以上で、発達障害のある人やその心配をされている人、または家族の相談に応じます。必要な支援を一緒に考えます。(予約制)
消費生活相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~12:00 13:00~16:15	困生活環境課 消費生活センター (市役所1階)	多重債務問題や架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、消費生活や契約のトラブルに関する相談に応じます。
いじめ相談 ほっとライン	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~17:00	困学校教育課学校支援室	いじめによる悩み、ご相談ください。教育現場の経験者や専門員が相談に応じます。本人・友人・家族など、どなたからでもいじめ相談を受け付けます。(市ホームページからメールでのいじめ相談も受け付けています。)
子どもと親の悩みの相談電話	毎週月・水曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	困教育研究所	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。(電話相談)
交通事故相談	毎週火・木曜日 9:00~12:00 13:00~16:00	湖東合同庁舎2階 (元町)	被害者・加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます。電話による相談にも応じます。(祝日を除く月~金曜日) 県立交通事故相談所彦根分室 ☎27-2230

※12月29日(木)~1月3日(火)は相談受付を行っていません。

※特に記載のないときは、事前申込は不要で、費用は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先など
ひこね市民活動センター 市民活動・ボランティア相談	毎週火~土曜日 12:00~18:00	彦根市消費生活センター (電話相談)	市民活動・ボランティアを始めてみたい、活動していて困ったことなどの相談に応じます。毎週火~土曜日は電話、FAX、Eメールでの相談(ひこね市民活動センターにつながります)。毎週木曜日は面談での相談(予約制)を受け付けます。 彦根市消費生活センター ☎24-4461、FAX47-5402、Eメール hikone.cac@gmail.com
心配ごと相談所	毎週水・金曜日 (祝日は除く) 13:00~16:00	困福祉センター (相談専用電話)	家族や地域のことなど、くらしの中のさまざまな心配ごと、悩みごとの相談に応じます。 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821、FAX22-2841
ウィズ相談室 総合相談	毎週水~金曜日 (祝日は除く) 13:00~16:00 (最終受付15:30)	困男女共同参画センター「ウィズ」 (困福祉センター前) 相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関することなど、さまざまな相談に応じます。
ウィズ相談室 専門相談(法律相談)(こころの悩み相談)	要予約	同上	専門相談は、総合相談を受けたあとで、必要な人のみ予約できます。 「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では臨床心理士が相談に応じます。 ※「法律相談」は、係争中の案件や担当弁護士と利害関係のある人の相談は受付できない場合があります。

※12月29日(木)~1月3日(火)は相談受付を行っていません。

消費生活センターつうしん

第95回

通信販売の広告に注意しましょう

最近の相談の情報をお伝えします

インターネットの広告は、通信販売に該当します。したがって、クーリング・オフはできません。返品ができるかどうかについても、広告に記載された条件に従うこととなります。

ただし、返品の記載が一切なかった場合は、受け取った日から8日以内は消費者の送料負担で返品することができません。

「お試し」や「格安」という言葉に惑わされないことが大切です。また、欲しいからといってすぐに申し込みをするのではなく、少し時間をかけて検討する余裕を持つことが必要です。



広告の記事を最後までしっかり読み、万が一のことも考えて「返品の条件」を確認してから購入を決めるようにしましょう。

消費生活のことで疑問に思ったことや不安なことがあれば、お気軽に消費生活センターまでご相談ください。出前講座も随時受け付けています。

彦根市消費生活センター
☎30-6144番(平日午前9時~正午、午後1時~同4時15分)

※今後の相談に役立てるため、相談受付時に、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業などの個人情報をお聞きします。差し支えない範囲で協力をお願いいたします。

消費者ホットライン
局番なしの「188」
※メッセージの案内に従って、居住地の郵便番号を入力してください。最寄りの相談窓口へ電話がかかります。

インターネットでお試し価格の500円で健康食品を購入した。ところが、翌月になっても翌々月になっても送られてきた。試してみたいが、続けて買いたいとは思わなかったのですが、続けて買いたいと思わなかったのでもやめたいと思い、コールセンターに電話をかけた。

すると、4回まで購入する契約になっているので途中でやめることはできないと言

われた。改めて広告を見直してみると、お試し価格の500円は最初の1回だけで、その後の3回は1回あたり4,000円で続けて購入することが書かれていた。

商品を買う時にきちんと確認すればよかったのだが、小さな字でわかりにくい表示だったこともあり見落としてしまった。それでも支払いはしなければならぬのか。